

## 第27表 道路標識の設置状況

(単位 枚)

区 分	設 置 枚 数		前 年 比
	平成 31 年 令和 元 年	平成 30 年	
<b>総 数</b>	<b>842,151</b>	<b>852,475</b>	<b>△10,324</b>
車 両 通 行 止 め 等	27,119	27,767	△648
歩 行 者 専 用	32,704	33,474	△770
自 転 車 ・ 歩 行 者 専 用	46,489	46,674	△185
指 定 方 向 外 進 行 禁 止	68,358	69,688	△1,330
進 入 禁 止	28,777	29,262	△485
一 方 通 行	21,032	21,446	△414
最 高 速 度	100,670	100,441	229
駐 車 禁 止 等	217,099	220,554	△3,455
進 行 方 向 別 通 行 区 分	3,352	3,301	51
バ ス 専 用 ・ 優 先	700	711	△11
一 時 停 止	141,651	143,779	△2,128
歩 行 者 横 断 禁 止	18,715	19,136	△421
車 両 横 断 禁 止	612	626	△14
転 回 禁 止	5,144	5,174	△30
追 越 し ・ 追 い は み 禁 止	10,340	10,444	△104
横 断 歩 道 等	97,510	98,640	△1,130
そ の 他	21,879	21,358	521

注 追いはみ禁止とは、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」のことである。  
 数値：交通規制課

## 第28表 交通信号機の設置状況(年次別)

(単位 か所)

区 分	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 令和 元 年	
<b>総 数</b>	<b>15,882 (90)</b>	<b>15,907 (91)</b>	<b>15,966 (91)</b>	
うち) 交 差 点 用	<b>11,275 (8)</b>	<b>11,282 (12)</b>	<b>11,306 (12)</b>	
地 区 部	総 数	10,005 (86)	10,019 (87)	10,039 (87)
	うち) 交 差 点 用	7,312 (4)	7,313 (8)	7,327 (8)
域 市 郡 部	総 数	5,848 (4)	5,859 (4)	5,898 (4)
	うち) 交 差 点 用	3,936 (4)	3,942 (4)	3,952 (4)
島 部	総 数	29 -	29 -	29 -
	うち) 交 差 点 用	27 -	27 -	27 -

注 ( ) の数値は内数を示し、道路交通法第5条第2項に基づき、公安委員会が認めた者が設置又は管理する委託信号機である。

数値：交通管制課